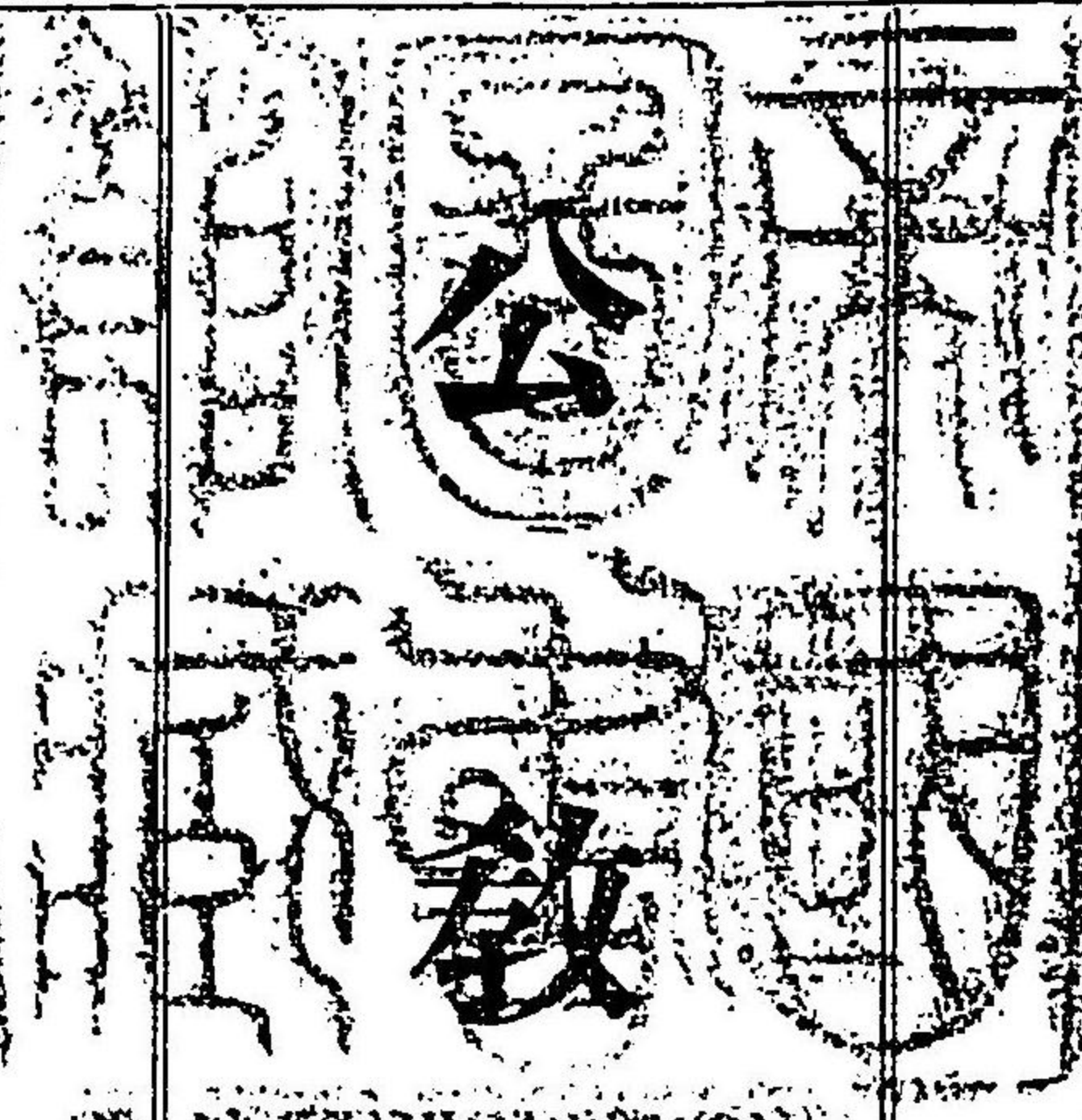


特 66

106

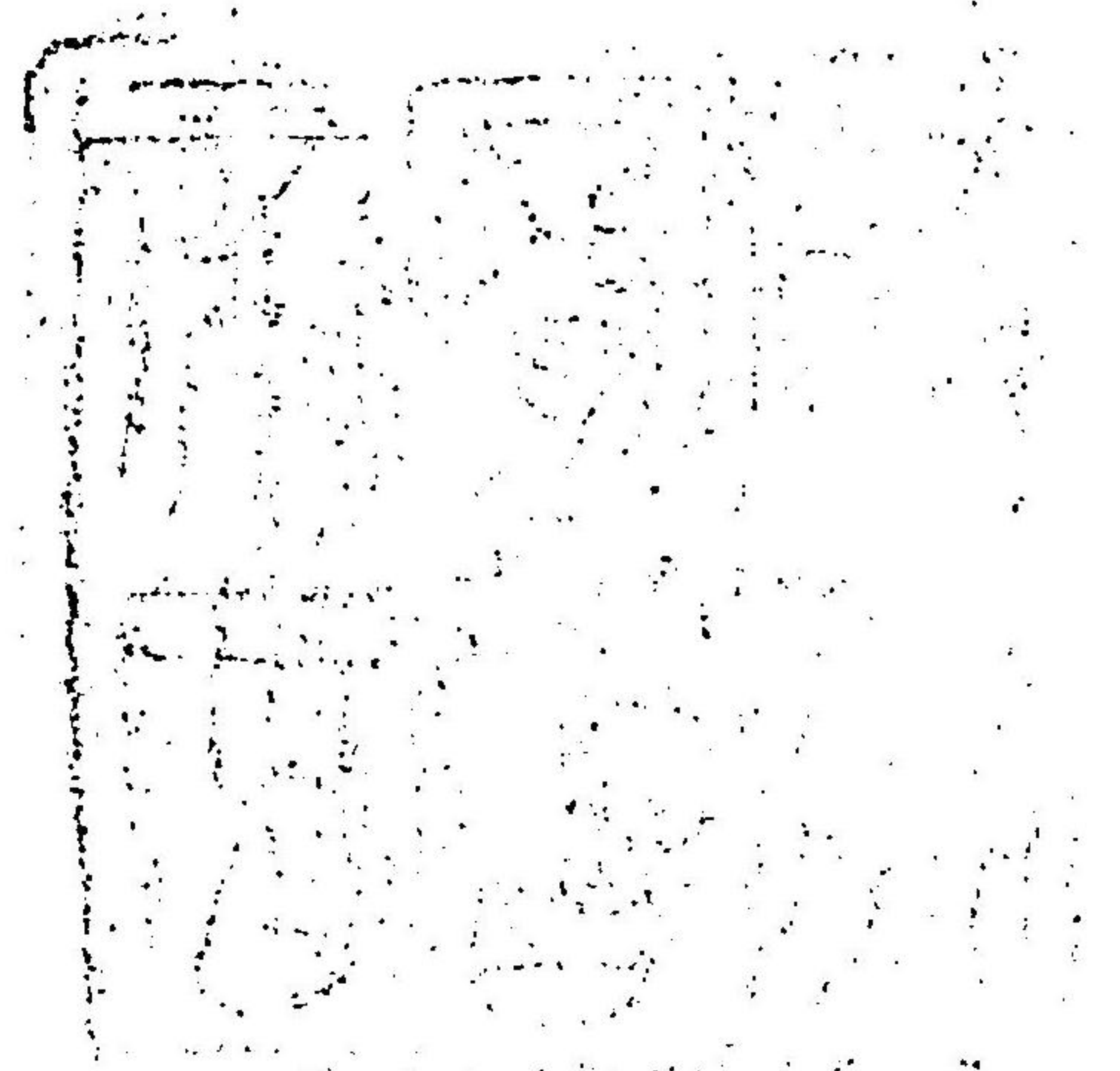


耶穌基督降生壹千九百零六年

東京大司教伯多祿沙勿略出版認可

要旨

明治
39 9 28
丙交





公教要旨

第一項 信

すべきこと

天主あり是は御一躰に在すものである純靈にして限りなく完全なる御方である且天地萬物の創造主にして始なく終りなく又所とし在さざるなく物として見ざるなき唯一なる眞の神である

天主には三位がある聖父聖子聖靈是である此三位は各異なるけれども萬事に於て同等である何れも神の性を有するものである然れども三つの天主にあらず唯御一躰の天

主である
 天主の造り給ひまもの、中に最優れたるものは天使と人間である天主は是等を終なき幸福になさんが爲めに造り出されたのである、それで數多の天使は永遠の幸福を受けつゝあるが傲慢の爲めに天國より追ひ落されて地獄の終なき苦界に入りたる天使も數多あるのである之を稱して惡魔と申す
 人間も亦惡魔と同じ苦みと罰を受くるに至りたるものである何となれば人類の元祖なるアダムとエワが天主より正義と幸福の狀態に造り出されたるにもかゝわらず其大恩ある天主の命に背きたれば其罪は子々孫々に傳はりて

天下の人々皆生れながら此罪の汚れあるものとなつたのである是を原罪と申す
 原罪の結果人間は死すべきものに定められ生れながらにして患難疾病に惱まされ其智慧は暗み其愛欲は惡に傾き惡魔の奴隸天主の仇敵となりて終に地獄に陥るべきものとなつた斯くて人間は萬禍の中に何時迄も棄てらるべきものであつたが天主は無限の御慈悲を以て是に救世主を遣はし給ふたこれにより救主は人々を惡魔の奴隸より離れしめ天主と和解せしめ一度原罪によりて失ひたる天國無上の幸福を再び受けしむるを得るに至らしめ給ふたのである

乃で天主第二位に當たれる天主の御子は聖靈の奇特に因り童貞瑪利亞の御胎内に孕り給ひ天主にてありながら人間となりて瑪利亞より御降誕し給ふた斯くの如く人骸を受け給ひし天主の聖子を耶蘇基督と申し奉るのである是故に耶蘇基督は眞の天主にて在すと同時に又眞の人間である

耶蘇基督の地上に御住いなされ給ふたことは三十三年の間であるが此間は貧窮謙遜を始めとし總ての徳を行ひ給ふて最後には十字架の極刑に處せられて死するを欲し給ふたのである此死方を撰み給ひしは人類が天主に對して犯したる罪を贖はんが爲め其罪の罰と苦を荷ひ御血を

流して天主と人を和解せしめんが爲であつたのである

死後其御躰は斂めて葬むられ其御靈魂は古聖所に下り開闢以來同所に留まりて耶蘇基督の天門を開くを待ち望みたる義人の靈魂を救ひ出されたのである

死後三日目の曉に御靈魂は其御肉身と配合し墓の中より榮光の身を以て復活し給ひ御復活後地上に止まること四十日其後弟子等の面前に於て天に昇られた

斯くて全能なる天主の右に座し給ふ是即天主としては其聖父と權威同等なるを示し人間としては其榮光其權勢總ての被造物の上に立を示し給ふたものである

耶蘇基督は後日再び地上に降りて萬民を審判し各自の善

悪に因りて必ず賞罰し給ふのである
 耶蘇基督は御昇天の後十日目に聖霊を使徒の上に遣はし
 て基督教會を組立るの聖業を全ふせしめられた教會とは
 教皇及正當なる司教の配下に立て耶蘇基督の教を信奉し
 同じ秘蹟を共に受くる信者の集合体を指すものである
 基督の定め給ひたる眞の教會は唯一無二公聖使徒傳來な
 る羅馬教會である
 耶蘇基督の權利を以て同教會を統べ治むる司教格別教皇
 に服従せねばならぬ蓋教皇は耶蘇基督の代理聖伯多祿の
 後嗣にして司教及信者の上に權利を有し且教理に就ては
 誤まるべからざる特恩を受けて居るものである故に信者

は是に従ふ時は教理に就て誤まる憂なきものである其外
 又是に従はざるべからざる理由があるそれは此教會以外
 に救靈の道無きと是である

教會の會員なるものは相共に合して一躰を成しあるもの
 である其會員の中には既に天國に於て樂しむものもあれ
 ば或は煉獄の中に苦むものもある或は又地上の教會に生
 息しあるものであるが其地位の隔りは決して彼等の合同
 を妨げるものでない彼等相互の間には共に其功を通ずる
 ことの出來るものである是を諸聖人の通功と申す
 教會々員とならんとするものは先づ其罪の赦を蒙むらね
 ばならぬ罪を赦すと赦さゝるとの權利は天主唯之を教會

にのみ與へられたのである
 死後人間は直ちに其靈魂に就て善惡の賞罰を受けるが世
 の終りに當りては天地開闢以來の死者皆蘇生りて其靈肉
 に就き善惡の賞罰を受けるものである即義者は榮光なる
 肉身と共に蘇りて永遠の命を受けるべく悪人の蘇生りは
 地獄に落て惡魔と共に無終苦罰を受けるのである
 基督教信者の信すべき眞理は載せて使徒信經に在る

第二項 行ふべきこと

永生命を受くる爲めには此教を信するのみにては足ぬ尙
 其外に罪を避け徳を行ひ天主に仕へ教會に従はねばなら

ぬ
 罪とは凡て天主の聖意に愜はずして人を天主より遠ざか
 らしむる者を云ひ徳とは凡て人を天主に近づかむるも
 のを云ふのである徳の重なるものは信徳(即天主が聖書聖
 傳を以て示したることを信するの徳)望徳(即天主の人に約
 束せられたる終りなき幸福を望むの徳)愛徳(即天主を萬事
 に超えて愛し又他人を我身の如くに愛するの徳)の三つで
 ある

天主を愛し人を愛するの証據は天主の掟を守るのである
 掟に十ヶ條がある

第一條は天主のみを愛敬して偶像及凡ての迷信を廢棄こ

とである

第二條は天主の聖名を聖くして之を瀆さるることである

第三條は主日に當り勞働を避け宗教上の徳業を行ひて當日を聖くすることである

第四條は父母及長上を尊敬し之を愛慕し是に服従し又必要の場合には之を助るることと父母が其子を養育し基督教的に之を教へ又其過を改むることを命ずるにゐる

第五條は不義に人を殺し打ち傷つけ又惡しき鑑を示すことを禁ずるのである

第六條は邪淫の言行視聽及凡て此罪に誘ふことを禁ずるのである

第七條は他人の財貨を不義に盗み留め置くことを禁ずるのである

第八條は偽虚言誹謗讒言諛ひ邪推等を禁ずることである

第九條は邪淫の思望を起すことを禁ずるのである

第十條は他人の財貨を不義に望むを禁ずるのである

教會の重大なる掟は六ヶ條である

第一條は祝日を主日の如くに聖くすることである

第二條は主日祝日毎に彌撒を拜聽すべきことである

第三條は少なくとも年々一度は告白すべきことである

第四條は少なくとも御復活前後の二週間に聖躰を領くべきことである

第五條は四旬節及教會の規定する日に大齋すべきことである
第六條は毎金曜日及教會の規定する日に小齋すべきことである

第三項 聖寵及之を求むるの道

人は聖寵の扶けなければ掟を守りて永遠の命を受くることは出来ぬ乃で天主は耶穌基督を以て其功德の力に因りて之を我等に與へ給ふのであるされども天主の之を與へらるゝには秘蹟と祈の道を以てせらるゝのである
秘蹟は七つあるが是は天主が耶穌基督の功德によりて聖

寵を人々に流し給ふ七つの管の如きものである
洗禮は原罪自罪を滅して人を天主の子教會の會員天國の後嗣たらしむる秘蹟である
堅振は人をして健全なる基督信者たらしむるがため聖靈の七つの賜を與ふる秘蹟である
聖體はパンと葡萄酒の形色の中に耶穌基督の肉身御血御靈魂及神の性の眞に在せるものにして我等の靈魂を養ふものである然れども此秘蹟の効果を受くるが爲めには身聖寵の地位に立ちて罪過を何よりも嫌ひ棄ねばならぬ
悔悛は洗禮後の罪過を赦す秘蹟である此秘蹟を受くるが爲めには痛く罪を悔み眞實に司祭に告白し之が赦を受け

第三項 聖寵及之を求むるの道

而して天主と人に對して其罪の贖を果さねばならぬ
 終油は病人の靈魂と肉身を慰め助ける爲めに定められた
 るものにして死する覺悟をなさしむる爲めに與て大に力
 ある秘蹟である
 品級は教會の司祭を立る秘蹟である
 婚姻は夫婦正當の縁を聖くして教會に子供を天國に聖人
 を供ふる爲めの秘蹟である
 祈とは心を天主に捧ることにして宗教上最肝要の義務で
 ある善く是を竭くさんが爲めには凡ての業務を天主の爲
 めに行ひ且日々責て朝晩多少の時間を是に用ゐねばなら
 ぬ

祈を爲す時は耶蘇基督の聖名に因りて信仰と熱心と希望
 と辛抱を以てせねばならぬ又聖人を天主の臣或は友とし
 て之を尊崇し且祈は有益にして且聖事である就中聖母瑪
 利亞に對しては尙更のことである何んなれば聖母は天
 主と人たる耶蘇基督の母であると同時に我等基督信者の
 母にあらせらるゝからである聖母及聖人に祈るは之を我
 等の取次者と見做して天と地天主と人間の間に立つ唯一
 の仲裁者なる基督の許に我等の祈を呈せられんことを願
 ふ者である
 基督信者は又教會の公禱格別に彌撒聖祭に參與すべき義
 務を有す同聖祭に於ては基督其十字架の犠牲を繼續して

LIBELLUS.
CHRISTIANI.

教

籍

十六
バンド葡萄酒の形色を以て我等の靈魂を救ふ爲めに天主
なる御父に御自分を犠牲に捧げ給へるものである
右は公教の要旨である即總て眞成の信者たるものは靈魂
の救りを得んが爲め眞心にて信じ且行ふべきことである

BAPTISMUM.

e _____ oriund _____
_____ ann _____ nat _____ baptizat _____ est die
_____ mensis _____ anni 19 _____
in _____
à _____

			出身		洗
		年		國	禮
		月	歳にて明治	郡	
		日			
より受洗す	に於て靈父				

CONFIRMATIO.

confirmat _____ est die _____ mensis _____

anni 19 _____ in _____ à RR. _____

DD. _____

明治

年

月

日

堅
振

に於て
司教

閣下より受堅す

1° COMMUNIO.

primam communionem suscepit die _____ mensis _____

_____ anni 19 _____ in _____

明治

年

月

日

初
聖
体

初聖体を拜領す

に於て

MATRIMONIUM.

legitimo matrimonio conjunct_____ est cum

Datum_____ die

mensis_____ anni 19_____

婚姻

正當の婚姻を結びし者な

り、明治 年 月

日に於て之を證明

す

明治三十九年九月廿二日印刷
明治三十九年九月廿五日發行

編輯者兼

東京府八王子町本町三十五番地

天主教會

天主教會
代表者

東京府八王子町本町三十五番地

柴田 靜江

發行所

東京市神田區錦町一丁目十番地

三才社

印刷人

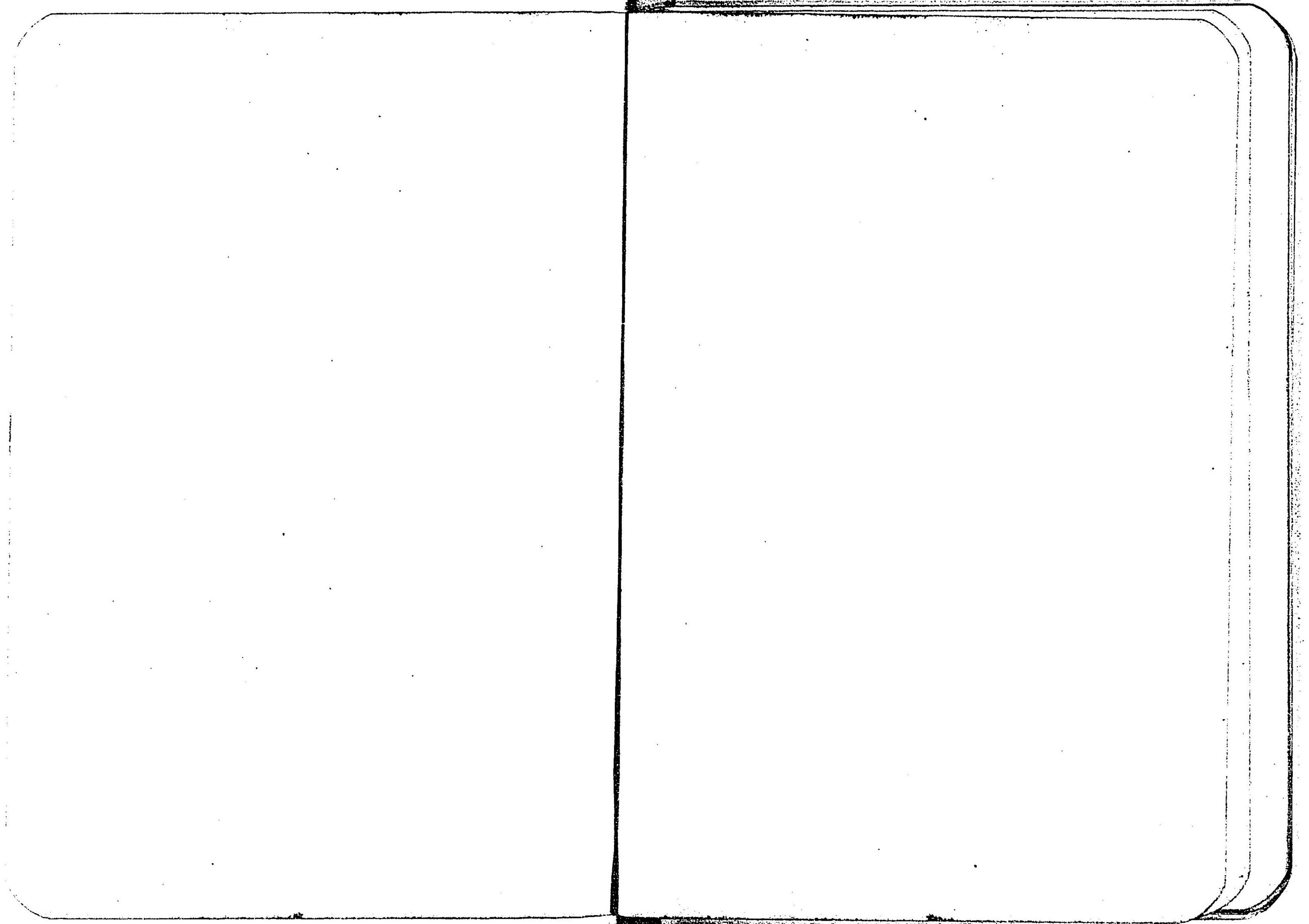
横濱市太田町五丁目八十七番地

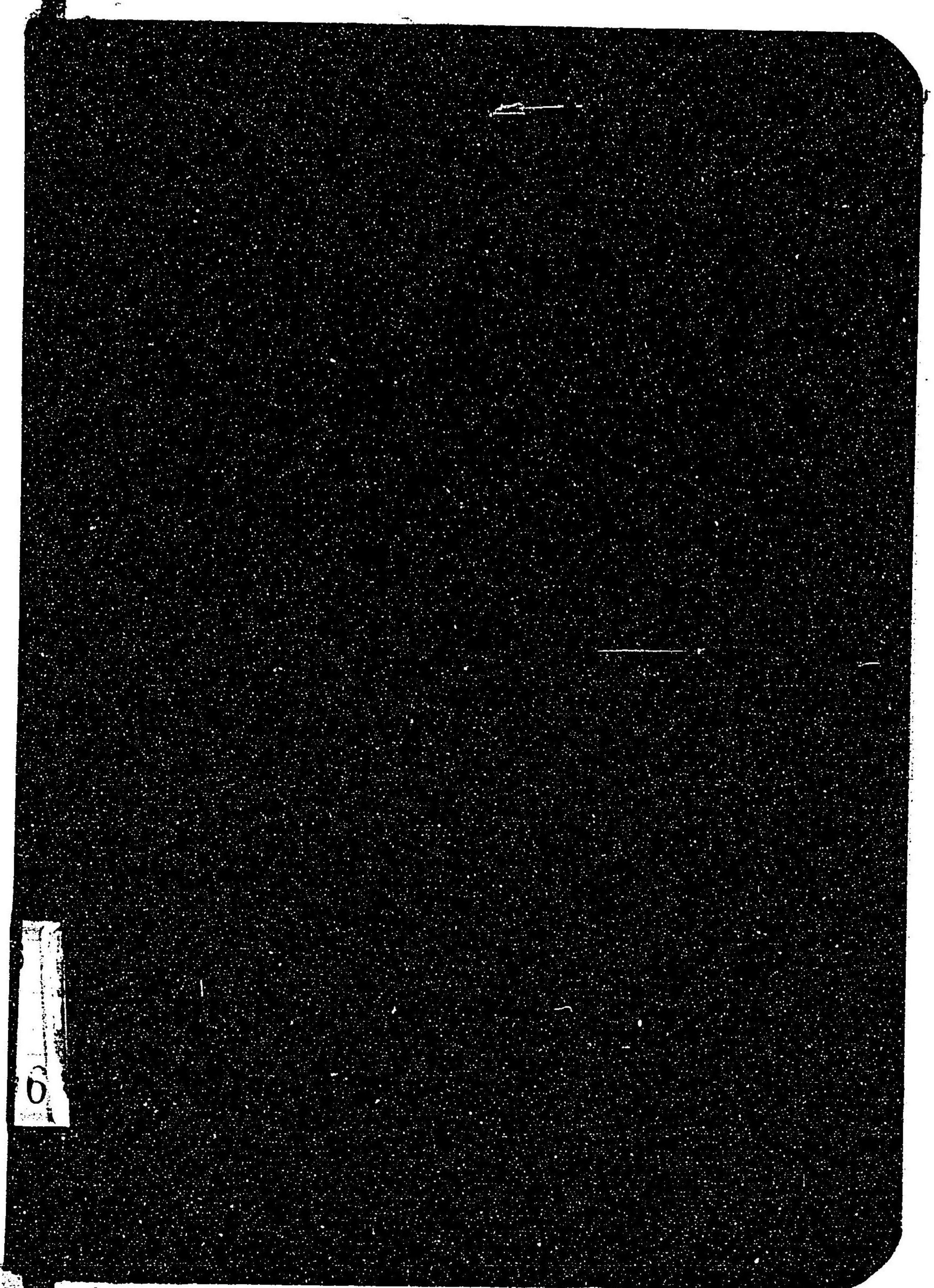
村岡 平吉

印刷所

横濱市山下町八十一番地

福音印刷合資會社





0

020627-000-1

特66-106

公教要旨

天主公教会/編

M39

ABI-0443

